

陸上自衛隊達第23—1号

予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）第31条の規定に基づき、陸上自衛隊の予備自衛官の招集手続に関する達（昭和38年陸上自衛隊達第23—1号）の全部を改正する。

昭和46年3月24日

陸上幕僚長 陸将 衣笠 駿雄

予備自衛官の招集手続に関する達

改正	昭和47年4月1日達第23—1—1号	昭和48年5月12日達第23—1—2号
	昭和49年3月16日達第23—1—3号	昭和53年1月13日達第122—108号
	昭和53年1月13日達第122—109号	昭和54年9月20日達第122—112号
	昭和55年1月22日達第23—1—4号	昭和55年12月15日達第122—115号
	昭和57年4月30日達第122—119号	昭和61年12月19日達第23—1—6号
	平成元年2月10日達第122—127号	平成4年3月31日達第23—1—7号
	平成7年3月23日達第23—1—8号	平成10年3月25日達第122—144号
	平成11年3月25日達第122—150号	平成14年3月27日達第122—176号
	平成16年11月1日達第122—193号	平成18年3月27日達第122—205号
	平成18年7月28日達第122—213号	平成19年1月9日達第122—215号
	平成20年7月23日達第122—228号	平成21年2月3日達第122—230号
	平成23年4月1日達第32—19号	平成26年3月28日達第122—263号
	平成28年3月25日達第122—277号	平成29年3月24日達第122—282号
	平成31年4月19日達第122—302号	令和元年6月27日達第122—303号
	令和元年1月9日達第122—305号	令和3年3月15日達第122—315号
	令和4年6月24日達第23-1-9号	

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 防衛招集等

第1節 陸上自衛隊の予備自衛官（第5条—第19条）

第2節 海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官（第20条—第22条）

第3章 訓練招集

第1節 陸上自衛隊の予備自衛官（第23条—第39条）

第2節 海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官（第40条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊の予備自衛官の招集手続及び陸上自衛隊（地方協力本部を含む。）において担任する海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官の招集手続に関し必要な細部事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「訓令」 予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）をいう。
- (2) 「担当地方総監」 海上自衛隊の予備自衛官の属する地方協力本部の所在地を警備区域内に含む海上自衛隊の地方総監をいう。
- (3) 「担当方面隊司令官」 訓令別表に規定する区域を担当区域とする航空自衛隊の航空方面隊司令官をいう。
- (4) 「地区予備自衛官担当部隊等」 予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達（昭和37年陸上自衛隊達第21—9号（46.3.24））別表に規定する区域を担当区域とする航空自衛隊の基地業務担当部隊等をいう。

（招集に必要な記録の整備）

第3条 地方協力本部長は、予備自衛官の招集業務を円滑に実施するため、防衛省人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）上の予備自衛官名簿を備え付け、人事記録とともに常に最新の状態としておかなければならない。

（招集命令書の交付番号）

第4条 地方協力本部長が招集命令書に交付番号を記載する場合には、年度ごとに次の例により一連番号を付するものとする。

帯広地方協力本部 「帯広陸第1号」

大分地方協力本部 「大分海第3号」

第2章 防衛招集等

第1節 陸上自衛隊の予備自衛官

（予備自衛官の受入れ命令）

第5条 方面総監は、訓令第5条第1項の規定に基づき、予備自衛官の受入れを命ずる場合には師団長、旅団長（以下「師団長等」という。）及びあらかじめ指定した防衛招集等部隊等の長（方面区内に所在する防衛大臣直轄部隊等の長を含む。）に対し、一般命令を発するものとする。

2 師団長等が、その隷下部隊についてあらかじめ指定した防衛招集等部隊等の長に対し予備自衛官の受入れを命ずる場合には、前項の規定を準用する。この場合地方協力本部長に対し必要な事項を通報するものとする。

(防衛招集等予定者名簿)

第6条 地方協力本部長は、方面総監及び師団長等の示す予備自衛官配当指示(師団長等にあつては予備自衛官配当通報)に基づき、毎年3月末までに人給システム上の防衛招集予定者名簿、国民保護等招集予定者名簿及び災害招集予定者名簿(以下「防衛招集等予定者名簿」という。)を作成し、変更のつど所要の修正を行い保管するものとする。

2 地方協力本部長は、訓令第7条の規定に基づき招集すべき予備自衛官を決定する場合には、前項に規定する防衛招集等予定者名簿により行うものとする。

(防衛招集等命令符号の記入)

第7条 地方協力本部長は、防衛招集命令書等に所要事項を記入する場合には、別に示す防衛招集等命令符号をその右上部欄外に記入するものとする。

(防衛招集等出頭者心得書)

第8条 地方協力本部長は、防衛招集命令書等を交付する場合には次の各号に掲げる事項を記載した防衛招集等出頭者心得書を同時に交付するものとする。

- (1) 携行品(私物郵送用材料を含む。)
- (2) 給与及び給食の概要(指定日時に到着する場合を含む。)
- (3) その他必要と認める事項

(訓練招集中の予備自衛官に対する防衛招集命令書等の交付ができない場合の処置)

第9条 訓練招集等部隊等の長は、訓練中の予備自衛官のうち離隊、犯罪、入院その他の事故により訓令第8条の規定に基づく防衛招集命令書等を交付できない場合はその事由をすみやかに当該地方協力本部長に通報するものとする。

(防衛招集者名簿等の作成送付)

第10条 地方協力本部長が訓令第13条第1項の規定に基づき防衛招集等部隊等の長に通知する場合は、人給システム上の防衛招集者名簿、国民保護等招集者名簿又は災害招集者名簿(以下「防衛招集者名簿等」という。)を送付することにより行うものとする。

(事故者の確認と指導)

第11条 地方協力本部長は、訓令第12条及び第13条第2項の規定に係る予備自衛官について、その事実を努めて早期に確認し、じ後の出頭処置等について指導するものとする。なお、申し出なく、定められた期間を超えて出頭遅延する予備自衛官がある場合は、警務隊等に通報する。

(予備自衛官が指定日時以前に出頭した場合の宿泊、給食)

第12条 防衛招集等部隊等の長は、防衛招集命令等を受けた予備自衛官が、交通事情等の関係で指定の日時以前に出頭した場合には、部隊宿泊及び給食の処置を講ずるものとする。

(予備自衛官の受入れ業務の実施要領)

第13条 防衛招集等部隊等の長は予備自衛官の受入れ命令を受領したときは、すみやかに予備自衛官の受入れ業務の準備を整えるとともに、おおむね次の各号に掲げる要領により当該業務を実施するものとする。

(1) 予備自衛官が出頭したときは、防衛招集命令書等、予備自衛官手帳及び防衛招集者名簿等によりこれを確認し、所要の事項を記入する。

(2) 予備自衛官が出頭した当日はつとめて早期に陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36—6号（44. 1. 30）。以下「健康診断等規則」という。）第5条に規定する健康診断を行う。

(3) 前号の健康診断の結果自衛官としての適格者を判定し、防衛招集者名簿等とともに配当部隊等の長（方面総監及び師団長等の示す予備自衛官配当指示（師団長等にあつては予備自衛官配当通報）により配当を受ける部隊等の長をいう。以下同じ。）に引き渡すものとする。また、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「施行令」という。）第88条第4項の規定に該当する不適格者について、防衛招集等を解除する場合は個別命令をもって発令し、その旨を記載した文書を当該予備自衛官に交付するとともに必要な手続を行う。

(4) 防衛招集等の結果充当すべき人員に過不足を生じたときの処置については方面総監の定めるところによる。

(防衛招集等部隊等の長の行う防衛招集等状況の報告等)

第14条 防衛招集等部隊等の長は、予備自衛官の受入れ開始後方面総監が別に示す時期までの間毎日2400現在の防衛招集等状況（出頭者、不出頭者、遅参出頭者、解除者の階級別人員数、その他必要事項）を翌日0600までに到着するよう方面総監に速報するとともに、関係地方協力本部長及び配当部隊等の長に通報するものとする。

(地方協力本部長の行う報告等)

第15条 地方協力本部長は、防衛招集命令書等の交付後方面総監が別に示す時期までの間毎日2400現在の防衛招集等状況（招集者、取消者、猶予者、交付不能者の階級別人員数その他必要事項）を翌日0600までに到着するよう方面総監に速報するとともに、関係防衛招集等部隊等の長及び配当部隊等の長に通報するものとする。

(方面総監の行う報告)

第16条 方面総監は、地方協力本部長の防衛招集命令書等の交付後別に示す時期までの間人給システム上の防衛招集等状況報告を翌日1000までに更新し陸上幕僚長に速報するものとする。

(防衛招集者名簿等の整理及び返送)

第17条 防衛招集等部隊等の長は、防衛招集等を完了したときは、防衛招集者名簿等に所要の記入を行い、1部を防衛招集等完了後3日経過したときは速やかに関係地方協力本部長に返送し、1部を保管するものとする。

2 前項により地方協力本部長に返送する防衛招集者名簿等には、施行令第88条第4項の規定により防衛招集等を解除した者についての事由書又は診断書を添付するものとする。

(防衛招集等結果報告)

第18条 地方協力本部長は、防衛招集等業務実施のつど不出頭者の事由調査を行い、防衛招集等結果報告(別紙第1)を作成し、この防衛招集等完了後10日以内に方面総監に報告するとともに防衛招集等部隊等の長に通報するものとする。

2 方面総監は前項の報告をとりまとめ、その防衛招集等完了後15日以内に1部を陸上幕僚長に報告するものとする。

(防衛招集等解除の実施命令)

第19条 方面総監は、訓令第17条第2項の規定に基づき、防衛招集等の解除の実施を命ずる場合には師団長等及び方面直轄部隊等の長に対し一般命令を発するものとする。

2 師団長等がその隷下部隊の長に対し防衛招集等の解除を命ずる場合には前項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により、防衛招集等の解除を命ぜられた部隊等の長は、人給システム上の防衛招集等解除者名簿により訓令第17条第4項の規定に基づく地方協力本部長への通知を行うものとする。

第2節 海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官

(防衛招集者等の決定)

第20条 地方協力本部長は、訓令第7条の規定に基づき招集すべき予備自衛官を決定する場合には、海上自衛隊の予備自衛官にあつては担当地方総監から、航空自衛隊の予備自衛官にあつては担当方面隊司令官から、それぞれ送付される防衛招集等予定者名簿等により行うものとする。

(地方協力本部長の行う通報)

第21条 地方協力本部長は、防衛招集命令書等の交付後方面総監が別に示す時期までの間毎日2400現在の防衛招集等状況(招集者、取消者、猶予者、交付不能者の階級別人員数その他必要事項)を翌日0400までに到着するよう

防衛招集等部隊等の長に通報するものとする。なお、地方協力本部長は、航空自衛隊の予備自衛官に係る当該通報の写しを地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。

2 地方協力本部長は、訓令第13条あるいは訓令第16条第2項の規定に基づく航空自衛隊の防衛招集等部隊等の長への通知を行う場合には、地区予備自衛官担当部隊等の長を経由して行うものとする。

(準用)

第22条 第7条、第8条、第10条、第11条及び第18条第1項の規定は、海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官について準用するものとする。なお、第10条の規定を準用し、地方協力本部長が航空自衛隊の予備自衛官についての防衛招集名簿等を防衛招集等部隊等の長に送付する場合は、地区予備自衛官担当部隊等の長を経由して行うものとする。

第3章 訓練招集

第1節 陸上自衛隊の予備自衛官

(訓練招集部隊等の指定)

第23条 方面総監は、訓令第19条第1項の規定に基づき訓練招集部隊等を指定する場合には、警備隊区担当部隊等をもってあてるものとし、当該部隊等に警備隊区内に居住する予備自衛官の招集訓練を担当させるものとする。ただし、やむを得ない場合には警備隊区を有しない部隊等に地域を定め訓練招集部隊等に指定し当該地域内に居住する予備自衛官の招集訓練を担当させることができる。

2 方面総監は、必要に応じ幹部訓練及び特技訓練を必要とする予備自衛官のために前項以外の部隊等を訓練招集部隊等に指定することができる。

3 方面総監は、前2項の指定をした場合は地方協力本部長に通知するものとする。

(予備自衛官に対する訓練招集部隊等及び職務の指定)

第24条 地方協力本部長は、予備自衛官採用時に当該予備自衛官に係る人給システム上の訓練招集部隊等指定上申書を訓練招集部隊等別に作成するとともに、別に示す様式により職務の指定を行い方面総監に提出するものとする。

2 方面総監は、前項の上申書等により各予備自衛官について訓練招集部隊等及び職務を指定し、地方協力本部長に対しては速やかに、師団長等及び訓練招集部隊等の長に対しては人給システム上の訓練招集者指定通知書等により採用後20日以内に通知するものとする。

3 地方協力本部長は、予備自衛官に対し訓練招集部隊等及び職務の指定の通知を行うときは採用通知時、人給システム上の訓練招集部隊指定通知書等により行うものとする。

(訓練招集部隊等及び職務の指定変更)

第25条 予備自衛官から住所変更又は職務、訓練招集部隊等の変更の申し出があり、訓練招集部隊等を変更する場合の手續は前条の規定を準用する。

(訓練招集部隊等に対する通知)

第26条 地方協力本部長は、予備自衛官が死亡、退職若しくは失職し、又は予備自衛官を免職した場合には毎月10日までに、当該予備自衛官の訓練招集部隊等の長に対し当該予備自衛官の氏名、指定階級、該当事由の生じた年月日を通知するものとする。

2 地方協力本部長は、予備自衛官が昇進した場合にはすみやかに当該予備自衛官の訓練招集部隊等の長に通知するものとする。

(予備自衛官の受入れ命令)

第27条 方面総監は、訓令第21条の規定に基づき予備自衛官の受入れを命ずる場合には、師団長等、訓練招集部隊等に指定した部隊等の長(方面区内に所在する防衛大臣直轄部隊等の長を含む。)及び訓練招集部隊等の所在する駐屯地業務隊等の長に対し、一般命令を発するものとする。

2 師団長等が、あらかじめ指定した訓練招集部隊の長に対し予備自衛官の受入れを命ずる場合には前項の規定を準用する。この場合地方協力本部長に対し必要な事項を通報するものとする。

(招集要員及び出頭日時等決定上考慮する事項)

第28条 方面総監又は師団長等は、訓練招集する予備自衛官の数及び出頭日時等決定にあたっては次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 予備自衛官に対し努めて早期に年度及び各期の訓練計画を通知する。
- (2) 同一職場から多数の予備自衛官を招集する場合は、あらかじめ雇用主等と連絡し、又は地方協力本部長から連絡させ事前に協力を得た招集時期等により招集する。
- (3) 訓練招集期間には土曜日及び日曜日を含める。

(訓練招集者名簿の作成送付)

第29条 地方協力本部長が訓令第27条第1項の規定に基づき訓練招集部隊等の長に通知をする場合は、人給システム上の訓練招集者名簿を送付することにより行うものとする。

2 前項の規定は、訓令第27条第2項の規定に基づき出頭場所の変更を行った場合における訓練招集部隊等の長に対する通知について準用する。

(訓練招集出頭者心得書)

第30条 地方協力本部長は、訓練招集命令書を交付する場合には次の各号に掲げる事項を記載した訓練招集出頭者心得書を同時に交付するものとする。

- (1) 携行品
- (2) 給与及び給食の概要（指定の日時前に到着する場合を含む。）
- (3) その他必要と認める事項
（事故者の確認と指導）

第31条 地方協力本部長は、訓令第26条及び第27条第2項の規定に係る予備自衛官について、その事実をつとめて早期に確認し、じ後の出頭処置等について指導するものとする。

（訓練招集期間前後の予備自衛官の宿泊給食）

第32条 訓練招集部隊等の長は、訓練招集命令をうけた予備自衛官が、交通事情の関係で指定の日時前に出頭した場合及び訓練招集終了の翌日離隊を必要と認める場合にかぎり、部隊宿泊及び給食の処置をとることができる。

（予備自衛官受入れ業務の実施要領）

第33条 訓練招集部隊等の長は、予備自衛官の受入れに関する命令を受領したときは、予備自衛官の受入れ業務の準備を整えとともに、おおむね次の各号に掲げる要領により当該業務を実施するものとする。

- (1) 予備自衛官が出頭したときは、訓練招集命令書、予備自衛官手帳及び訓練招集者名簿により確認し所要の事項を記入する。
- (2) 予備自衛官が出頭した当日はつとめて早期に健康診断等規則第5条に規定する健康診断を行う。
- (3) 前号の健康診断の結果について医師又は歯科医師の意見を聴取し訓練参加（訓練見学を含む。以下第4号について同じ。）の適否を決定する。
- (4) 前号の規定により訓練に参加できない者及びその他訓練招集命令を変更する必要のある者については所要の手続を実施する。

（訓練招集命令の取消し、変更の基準）

第34条 訓令第25条第1項の規定により地方協力本部長又は訓令第28条第1項の規定により訓練招集部隊等の長が訓練招集命令の取消し又は変更を認める基準は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 施行令第88条第1項各号の一に該当する場合
- (2) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条第1項第1号から第11号まで及び第13号から第15号までの各号の一又は同規則第49条の2第1項に該当する場合。ただし、訓練期間内において、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第1号）18条に定める休暇を付与することを適当と認める場合を除く。

- (3) 職場の災害及び勤務の都合で勤務を離れがたい場合
- (4) 1歳に満たない当該予備自衛官の子を養育する必要がある、配偶者が養育できない場合
- (5) その他各号に準ずる場合で真にやむを得ない場合

(招集命令の取消し、変更時の処置及び個別命令の作成要領)

第35条 訓令第25条の規定に基づき地方協力本部長が訓練招集命令を取消し又は変更する場合の要領は次の各号に定めるところによる。

(1) 取消しを行う場合は、人給システム上の訓練招集命令取消しに関する個別命令を作成し、当該予備自衛官に交付する。

(2) 変更を行う場合は、人給システム上の訓練招集命令変更に関する個別命令を作成し、受領書を添付の上当該予備自衛官に交付する。

2 訓令第28条第1項及び第2項の規定に基づき、訓練招集部隊等の長が出頭した予備自衛官について訓練招集命令を個別変更する場合の要領は次の各号の定めるところによる。

(1) 予備自衛官は、事由書(別紙第2)をもって訓練招集部隊等の長に命令の変更を申し出るものとする。

(2) 前号の事由書を受理した訓練招集部隊等の長は、人給システム上の訓練招集命令変更に関する個別命令を作成し当該予備自衛官に交付するとともに、訓練招集者名簿に次回招集可能見込月日、期間を記入するものとする。

(訓練招集者名簿の整理及び返送)

第36条 訓練招集部隊等の長は、訓練招集終了のつど、人事給与システム上の訓練招集者名簿に所要の記入を行いその訓練招集終了後10日以内に地方協力本部長に返送するものとする。

2 前項により地方協力本部長に返送する訓練招集者名簿には訓練招集命令を変更した者についての事由書(別紙第2)を添付するものとする。

(訓練招集結果報告)

第37条 年度の訓練招集が終了した場合は、次の各号により結果報告を行うものとする。

(1) 地方協力本部長は、訓練招集結果報告書(別紙第3)を作成し、改善意見等を付して、招集訓練終了後20日以内に方面総監に報告する。

(2) 方面総監は、前号の報告をとりまとめ、訓練招集結果報告書を2部作成し、招集訓練終了後30日以内に陸上幕僚長に報告する。(人教定第2号)

(訓練招集命令書等のじ後処置)

第38条 訓練招集終了後の訓練招集命令書等の処置は、次の各号によるものとする。

(1) 地方協力本部長は、予備自衛官に交付しなかった訓練招集命令書用紙があるときは、その受払いを明らかにし、使用不能になったものを破棄するとともに、他をじ後の招集のために使用できるように保管する。

(2) 訓練招集部隊等の長は、予備自衛官が提出した招集命令書を用済後破棄する。

(3) 地方協力本部長及び訓練招集部隊等の長は、個別命令の原議書、申出書、事由書（別紙第2）等を翌年度末まで保存する。

（指定された訓練招集部隊等以外の部隊等で訓練を受ける場合の特例）

第39条 予備自衛官がやむを得ない理由により、当該年度に指定された訓練招集部隊等において訓練を受けることができない場合には、次の各号に定めるところにより指定を変更することなく指定された訓練招集部隊等以外の訓練招集部隊等において訓練を受けさせることができる。この場合地方協力本部長は、当該予備自衛官に指定された訓練招集部隊等の長にその旨通報するものとする。

(1) 地方協力本部長は、方面区内の指定された訓練招集部隊等以外の訓練招集部隊等に訓練招集することを適当と認める者については、当該部隊等の長と協議する。

(2) 地方協力本部長は、他の方面総監の警備区域内に所在する訓練招集部隊等に訓練招集することを適当と認める者については、当該予備自衛官の階級、氏名、希望訓練招集部隊等名、希望招集時期及び希望する理由を方面総監に上申する。

(3) 方面総監は、前号の上申を受理したときは、ただちに関係方面総監と協議のうえ、地方協力本部長に対し所要の指示を行う。

2 方面総監は、前項第2号及び第3号の手續に資するため当該年度の訓練招集計画を作成し、年度訓練招集開始前に他の方面総監に通報するものとする。

3 第29条、第32条、第33条、第34条第2項、第35条第2項及び第36条の規定は第1項に規定する指定された訓練招集部隊等以外の訓練招集部隊等について、準用するものとする。

第2節 海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官

（予備自衛官に対する訓練招集部隊等の指定の通知）

第40条 地方協力本部長は、訓令第19条第2項の規定に基づき、担当地方総監又は担当方面隊司令官から送付される志願者連名簿により訓練招集部隊等の指定の通知を受けた場合には、当該予備自衛官に対する採用通知時第24条第3項の規定に準じ通知するものとする。

（訓練招集部隊等に対する通知）

第41条 地方協力本部長が訓令第27条第1項の規定に基づき、訓練招集部隊等の長に対して通知を行うときは、人給システム上の訓練招集者名簿を送付して行うものとする。この場合訓練招集者名簿は、海上自衛隊の予備自衛官にあっては担当地方総監から、空自衛隊の予備自衛官にあっては担当方面隊司令官から、それぞれ送付される訓練招集予定者名簿により作成するものとする。なお、地方協力本部長は、航空自衛隊の予備自衛官に係る当該訓練招集者名簿を訓練招集部隊等の長に送付する場合には、地区予備自衛官担当部隊等の長を経由して行うものとする。

2 地方協力本部長が訓令第27条第2項の規定に基づき、訓練招集命令の取消し又は変更を訓練招集部隊等の長に通知する場合には、当該取消し又は変更に係る命令の番号及び発令年月日を併せて通知するものとする。なお、地方協力本部長は、航空自衛隊の予備自衛官に係る当該取消し又は変更の通知を行う場合には、地区予備自衛官担当部隊等の長を経由して行うものとする。

(訓練招集結果報告)

第42条 地方協力本部長は、当該年度の訓練招集を終了したときは、訓練招集結果報告書(別紙第3)を作成し、訓練招集終了後30日以内に方面総監に報告するとともに、海上自衛隊の予備自衛官の訓練招集結果を担当地方総監に、航空自衛隊の予備自衛官の訓練招集結果を地区予備自衛官担当部隊等の長にそれぞれ通報するものとする。

(準用)

第43条 第30条、第31条、第34条及び第35条第1項の規定は、海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官について準用するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和46年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行日において第24条第3項に規定する訓練招集部隊長の指定の通知を行っていない予備自衛官については昭和46年度訓練開始までに通知するものとする。
- 3 陸上自衛隊給与取扱規則(陸上自衛隊達第16—3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和47年4月1日陸上自衛隊達第23—1—1号)

この達は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年5月12日陸上自衛隊達第32—1—2号)

この達は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月16日陸上自衛隊達第21—9—1号抄)

この達は、昭和49年4月15日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）
この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—109 号）
この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 9 月 20 日陸上自衛隊達第 122—112 号）
この達は、昭和 54 年 9 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 1 月 22 日陸上自衛隊達第 23—1—4 号）
この達は、昭和 55 年 3 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 15 日陸上自衛隊達第 122—115 号）
この達は、昭和 55 年 12 月 15 日から施行する。

- 附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）
- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
 - 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
 - 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 61 年 12 月 19 日陸上自衛隊達第 23—1—6 号）
この達は、昭和 61 年 12 月 19 日から施行する。

- 附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）
- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
 - 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 23—1—7 号）
この達は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 23—1—8 号）
この達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—144 号）
この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—150 号）
この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

- 附 則（平成 14 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—176 号）
- 1 この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。（ただし書略）
 - 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 16 年 11 月 1 日陸上自衛隊達第 122—193 号）
この達は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—205 号抄）
- 1 この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

- 附 則（平成 18 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122—213 号）
- 1 この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。
 - 2 この達の施行に際し、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）
この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 122—228 号）
この達は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）
この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号抄）
1 この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 122—263 号抄）
1 この達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—277 号）
この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122—282 号）
この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 9 日達第 122—305 号）
1 この達は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日達第 122—315 号）
1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日陸上自衛隊達第 23-1-9 号）この達は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

発 簡 番 号

年 月 日

殿

発 簡 者

防 衛 招 集 等 結 果 報 告

招集区分

命令交付者数		受入者数		猶予者数	
取消者数		解除者数		その他不出頭者数	
内 訳					
事由別	適用条項	施行令第88条第1項			
		第1号	第2号	第3号	第4号
猶予者数					
取消者数					
解除者数					
不出頭の事由別数		遅参者数		出頭者健康診断判定区分別数	
		1日以内	名	A	名
		2 "	名	B	名
		3 "	名	C	名
		4日以上	名	D	名

事 由 書

（訓練招集部隊等の長） 殿

次の理由により今回の訓練招集を令和 年 月 日から

令和 年 月 日までに変更されたく申請します。

1 理 由

2 次期出頭可能見込み

（1）令和 年 月 日

（2）日数 日

令和 年 月 日

階級 氏名

上記のとおり変更を承認する。

訓練招集部隊等の長

殿

発簡番号
年 月 日

訓練招集結果報告書 (招集期間 日間)
(人教定第2号)

発簡者

項目	区分	担当地本 訓練招集部隊等					方面隊計 (地本計)					
		階級	幹部	准尉	陸曹	陸上	計	幹部	准尉	陸曹	陸上	計
1	採用	全採用者数 (A)										
		退職後1年以上経過者数 (B)										
2	在籍者数 (C)											
3	() 日間の訓練該当者数 (D)	(A) - (B) 又は (C) + (B)										
4	減 数	退(免)職										
		死 亡										
		転出者数-転入者数										
		計 (E)										
5	招集要員数 (D) - (E) = (F)											
6	命令書交付前住所不明者数 (G)											
7	命令書交付者数 (F) - (G) = (H)											
8	取消者数 (I)											
9	不 出 頭 者 数	家庭の事情										
		本人の都合										
		退(免)職										
		死 亡										
		住所不明										
無 届												
計 (J)												
10	内 訳	訓練出頭者数 (H) - (I) - (J) = (K)										
		連続出頭										
		分割合算 (5日間) 4日以下										
11	訓練出頭率 (K) ÷ [(F) - (I)] × 100											
12	命令変更数											
13	分割 招集	2回目の命令書交付数										
		2回目の訓練出頭者数										
14	備 考											

枚中 枚目

寸法：日本産業規格A4

記入要領等

- 1 招集期間ごとに別様とする。
- 2 陸上・海上・航空の予備自衛官ごとに別様とする。
- 3 第1項目の「全採用者数」とは、当年1月～12月の間の採用者数をいい、「退職後1年以上経過者数」とは、自衛官を退職後1年以上経過して採用した者の数をいう。
- 4 第2項目の「在籍者数」とは、前年12月以前に採用された者で、当年3月31日現在、引き続き予備自衛官である者の数をいう。
- 5 第3項目の「() 日間の訓練該当者数」は、1日間訓練の場合には()内に「1」を記入して、(A) - (B)の式により算定する。
- 6 5日間訓練の場合には()内に「5」を記入して、(C) + (B)の式により算定する。
- 7 第4項目の「転出者数-転入者数」及び「計」が負の数になる場合は、△印を付して記入する。
- 8 第4項目及び第9項目で退(免)職者がいる場合は、退職者及び免職者の合計を記入し、免職者を内数として()で記入する。
- 9 第7項目の命令書交付者数は、同一人に対し同一年度に2回以上交付した場合においても、1人として記入する。
- 10 第10項目の「訓練出頭者数」は、出頭日数にかかわらず、出頭者の全数を記入し、「内訳」には、5日間連続出頭した者、分割出頭で算5日間出頭した者及び4日以下の者に区分して記入する。
- 11 ただし、訓練出頭者数は、同一人が同一年度に2回出頭した場合においても、1人として記入する。
- 12 第13項目の「分割招集」は、第7項目の「命令書交付者数」及び第10項目の「訓練出頭者数」とは関係なく記入する。
- 13 第14項目の「備考」には、指定訓練招集部隊等以外の部隊等で訓練を受けた者の数、前担当方面隊(地方協力本部)で既に訓練を終了して転入してきた者の数等を記入する。